

揮発性有機化合物排出施設に係る届出

区 分		届出の時期	法令の条文	届出の様式	罰 則
1	揮発性有機化合物排出施設を設置（新設・増設）しようとする場合	工事着手予定日の 60 日以前	法第 17 条の 5	揮発性有機化合物排出施設 設置届出書（様式第 2 の 2）	届出をせず、又は虚偽 の届出をした者： 3 か月以下の懲役又 は 30 万円以下の罰金
2	新しく法に追加された揮発性有機化合物排出施設を設置（工事中を含む）している場合	新たに揮発性有機化合物排出施設となった日から 30 日以内	法第 17 条の 6	揮発性有機化合物排出施設 使用届出書（様式第 2 の 2）	届出をせず、又は虚偽 の届出をした者： 30 万円以下の罰金
3	届出を行った揮発性有機化合物排出施設の構造、使用方法、処理の方法を変更しようとする場合	工事着手予定日の 60 日以前	法第 17 条の 7	揮発性有機化合物排出施設 変更届出書（様式第 2 の 2）	届出をせず、又は虚偽 の届出をした者： 3 か月以下の懲役又 は 30 万円以下の罰金
4	届出を行った揮発性有機化合物排出施設に係る届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場等の名称及び所在地に変更があった場合	変更後 30 日以内	法第 17 条の 13	氏名等変更届出書 （様式第 4）	届出をせず、又は虚偽 の届出をした者： 10 万円以下の罰金
5	届出を行った揮発性有機化合物排出施設の使用を廃止した場合	使用廃止後 30 日 以内	法第 17 条の 13	揮発性有機化合物排出施設 使用廃止届出書（様式第 5）	
6	届出を行った揮発性有機化合物排出施設を承継した場合	承継後 30 日以内	法第 17 条の 13	揮発性有機化合物排出施設 承継届出書（様式第 6）	

揮発性有機化合物排出施設に係る届出先

政 令 市 等	市 名	担当課	連絡先等
	神 戸 市	環境局環境保全部環境保全指導課	神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2F TEL 078-595-6222
	姫 路 市	環境局環境政策室	姫路市安田 4-1 TEL 079-221-2463
	尼 崎 市	経済環境局環境部環境保全課	尼崎市東七松町 1-23-1 TEL 06-6489-6305
	西 宮 市	経済環境局環境部環境保全課	西宮市六湛寺町 10-3 TEL 0798-35-3809
	明 石 市	環境部環境保全課	明石市大久保町松陰 1131 TEL 078-918-5030
上 記 以 外	県民局名	連絡先等	管轄市町
	阪神北県民局 環境課	宝塚市旭町 2-4-15 TEL 0797-83-3101	芦屋市、伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、猪名川町
	東播磨県民局 環境課	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 TEL 079-421-1101	加古川市、高砂市、稲美町、 播磨町
	北播磨県民局 環境課	加東市社字西柿 1075-2 TEL 0795-42-5111	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
	西播磨県民局 環境課	赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL 0791-58-2100	神河町、市川町、福崎町、相生市、 たつの市、赤穂市、宍粟市、 太子町、上郡町、佐用町
	但馬県民局 環境課	豊岡市幸町 7-11 TEL 0796-23-1001	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
	丹波県民局 環境課	丹波市柏原町柏原 688 TEL 0795-72-0500	丹波篠山市、丹波市
	淡路県民局 環境課	洲本市塩屋 2-4-5 TEL 0799-22-3541	洲本市、南あわじ市、淡路市